

2003年11月13日

水源連だより

SUIGENREN
DAYORI
No. 26

水源開発問題全国連絡会◆

東京都千代田区平河町1-7-1-W201

TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538

郵便振替

00170-4-766559

ホームページ <http://www.geocities.co.jp/NatureLand-Sky/4094/suigen.htm>

11月22日～23日

伊予大洲総会・山鳥坂ダム全国集会に向けて

総会資料の 事務局報告と討議事項

(P.2～6)

水源連会則(案) (P.7)

「肘川流域委員会発足の中止を求める要請書」
(P.8)



川辺川利水訴訟
高裁勝利判決の時の農水省前集会
2003.5.16



水源開発問題全国連絡会第 10 回総会議題

2002 年 10 月 27 日に新潟県中里町で開かれた第 9 回総会以降の水源連の主な活動の報告と、今回の総会の討議事項について記します。

I. 概要

この一年間、各地でいろいろな動きがありましたが、ここでは、川辺川ダム計画における「利水事業違法確定」、脱ダムの方向性を明白に示した淀川水系流域委員会の「提言」、水資源開発公団の水資源機構への移行、四国地方整備局による「肘川流域委員会の強引な立ち上げ」について述べます。

川辺川ダム計画に関しては、同ダムに水源を求める「国営川辺川土地改良事業変更計画」が 5 月に違法であることが確定しました。これにより、川辺川ダム計画の 2 大目的（治水と利水）の一つである利水は法的根拠がないものとなりました。長年にわたる農民の皆さんの運動が成果として結実したものです。この違法確定により、熊本県収用委員会は収用採決を行うことができない状態に陥り、新利水計画が策定されるまで審理を休止することを決定しました。新利水計画が正式に策定されるまで 1 年以上かかるといわれています。この新利水計画は農業用水の水源を川辺川ダムに依存することにはならないと、地元の人たちは考えています。これまでに中止されたダムのほとんどは利水面における必要性の欠落がその要因となっています。そして、川辺川ダムの利水目的が法的に破綻した現在、治水面における川辺川ダムの必要性の有無を明白にしておく必要があります。水源連としては、治水面に関してはその欺瞞性を住民討論集会で明らかにするとともに体系的治水代替案の作成と提示に取り組んできました。また、この収用委員会審理に積極的な関わるなかで川辺川ダム計画に公益性がないことを明らかにし、併せて、違法判決確定時にはダム中止の署名の取り組みを行ってきました。水源連としても現地の皆さん、全国の皆さんと共に、川辺川ダム計画を中止に追い込むための一翼を担い続けたいと考えます。

淀川水系流域委員会はこの 1 月に「ダムは建設中のものも含め、原則として建設しない」という画期的な文言を盛り込んだ「提言」（中間答申）を近畿地方整備局に提出しました。近畿地方整備局は淀川水系河川整備計画原案ではこの「提言」を無視した形でいわゆる 5 ダムの必要性を提示しています。この原案に対して、淀川流域委員会はあらためてそれらの事業計画について評価を行い、5 ダムの中止を骨子とする意見書を提出することになっています。

一方、四国地方整備局は「肘川流域委員会」を 10 月 31 日に強引に発足させました。この委員会は上記の淀川水系流域委員会とは 180 度異なる委員構成であって、山鳥坂ダム計画に反対するものを排除し、山鳥坂ダム計画を肱川河川整備計画に押し込むことを目論んでいることが誰の眼にも明らかなものです。地元ではこのような流域委員会発足の中止を求める活動が行われ、水源連も同じ目的で、水源連加盟の団体会員名を付した要請書を四国地方整備局に提出しました。

淀川水系流域委員会と肘川流域委員会は共に、河川整備計画の策定手順を規定した河川法第 16 条の 2 の第 3 項に基づく委員会です。なぜ肘川流域委員会のようにダムに反対の意向を持つ者を締め出す流域委員会がつくられるのかを大いに問題にしなければなりません。これから全国の各河川で河川整備計画の策定が始まります。河川のあり方に住民の意向を活かせるシステムを早急に確立させなければなりません。

水資源開発公団の水資源機構への移行に伴い、水資源機構は新たな水源開発は行わないこととしました。しかし、もともと新規のダム計画はここ数年なかったのですから、逆に言い方をすれば、計画中のダムは完成させるという意味表示にほかなりません。水資源機構への移行に伴って、ダム計画の利水予定者が受

水予定量を削減したり、ダム計画から撤退したりする場合の費用負担ルールが水資源機構法施行令で規定されました。この費用負担ルールは一言で言うならば、ダム計画が進行してからでは撤退しにくくさせるものです。

徳山ダムの場合は1千億円強という総事業費の大幅な増額が予定されています。徳山ダムに対する水需要が実際にはないので、この大幅増額の費用負担に耐えられるかが受水予定自治体にとって大きな問題になっています。また、水需要のないダム計画のために公金の支出することを許さない闘いが岐阜県や愛知県で展開されています。

今総会はこちらを議論の中心テーマとしつつ、各地の運動の現状を報告し合うなかで、必要性が失われた数多くのダム計画を中止に追い込むための方策を見出したいと思います。

II.水源連（および事務局）の活動報告と提案

1 経過報告

この一年間、水源連は川辺川ダム問題に取り組み、各地のダム反対運動への支援活動も行ってきました。海外の反ダム運動との連携にも力を入れました。内部的には相互の意思疎通を図る場として世話人会（総会に諮っていないので仮称とします）が発足しました。

(1) 各ダム問題への関わり

1) 川辺川ダム

- ① 住民討論集会への対応（体系的治水代替案の作成）
- ② 収用委員会への対応
- ③ 利水裁判勝訴後の署名活動

2) 各ダム問題の支援、活動、調査

ハツ場ダム、倉渕ダム、東大芦川ダム、霞ヶ浦導水事業、山鳥坂ダム、内海ダム、渡良瀬遊水池開発、太田川ダムなどについて、計画中止に向けた取り組みを進めました。

(2) 世話人会の試行

水源連の総会で常に提起されていることは、十分な時間をかけて意思疎通を図る場を持つことでした。総会を年に複数回持つことは現実に困難です。昨年11月29日の津山での作戦会議の際に、年に数回全国の有志が討論し運動を作っていく場として、「幹事会」のような場の設置が求められました。そこで、各地域の運動の情報を的確に共有し、共通の課題に的確な対応ができるよう、各地域の運動体・個人が年に2回程度は相談し合える場として、世話人会を試行（総会を経っていないので試行とする）しました。世話人会関係はこの総会で確認する事項です。

昨年の総会以降、下記の通り3回の世話人会を持ちました。

2月22日 拡大事務局会議（東京）

5月17日 「ダム問題交流会 in 大阪&水源連世話人会」

11月1日 総会に向けた世話人会（大阪）

(3) ダムを中止させる制度の法制化

昨年度、市民立法・公共事業三法案を完成させ、冊子を発行しました。今年度はこの冊子を活用しつつ、公共事業チェック議員の会への説明会を持ちました。併せて、行政事件訴訟法の執行不停止問題等を解決するため、日本弁護士連合会司法改革調査室などとともに、国が進める司法制度改革への対応を始めました。

(4) 海外反ダム運動との連携

アジア各国のダム反対運動との連携、「ダム影響住民国際会議」への出席

2 取り組むべき課題とその現状報告

(1) ダムを中止させる制度

1) 市民立法・公共事業三法案

法制化に向けて国会への働きかけを進めるとともに、その内容を具現化するため、次の活動を進めます。

① 公共事業審査法案

この法案の最大のポイントは、異議申し立て者と事業者が事業の是非をめぐって徹底した討論を行える場を設定することにある。川辺川ダムや倉渕ダムなどで実現している公開討論会の開催を各ダムに拡げていく。

② ダム計画中止後の生活再建支援法案

八ッ場ダムなどの水没予定地の人たちに、ダム計画を中止した場合の地元再建案の作成を働きかけ、ダム反対運動の連携を図られるようにしていく。

2) 行政事件訴訟法改正に対して

市民立法・公共事業三法案の中の重要なテーマである行政事件訴訟法の執行不停止などの問題は、現在進行中の司法制度改革において改正の方向で検討が行われているので、これへの対応を進めていきます。

(2) 河川整備基本方針・河川整備計画策定に対して

次の三つの課題に取り組む必要があります。

① 河川整備基本方針および河川整備計画の策定の状況、各流域委員会の状況、住民参加の状況を把握して、住民の意思を反映させるための方策を検討し、各団体と連携してその方策を実行していく。

② 河川整備計画策定への住民参加を保障させるため、国会、政府へ働きかけを行う。

③ 住民参加の必要条件（流域委員会の委員公募、公開、傍聴者の発言権など）を記したマニュアルを作成する。

(3) 住民側からのダム総点検

1) 計画中・工事中のダム建設に対して

全国で今なお二百数十のダム建設が計画され、工事が進められています。各ダム反対運動団体が当該のダムだけではなく、周辺のダム計画もチェックして、中止に向けての活動を進めるよう、働きかけていきます。

2) 既設のダムに対して

既設ダムの問題点と利用状況（遊休水利権や未使用の状況）を把握して、既設ダムの運用改善および廃止に取り組むことが必要です。

(4) ダム中止を阻む諸問題に対して

1) 地下水の復権を求める運動の展開

地盤沈下はすでに沈静化しているのに地下水切り捨ての計画が生き残り、それがダム建設の理由の一つになっています。地盤沈下がすでに沈静化し、地下水の利用が今後も可能であるという事実を広く伝え、地下水の復権を求める運動を展開することが必要です。

2) 不合理な水利権許可制度の民主化を求めて

ダム計画への参加を前提とした暫定水利権が与えられることによって、ダム計画への参加を余儀なくされている自治体が少なくありません。河川流量に余裕があっても取水が可能であっても、ダム計画を推進するため、新規取水はすべて暫定水利権扱いにされています。この不合理な水利権許可制度の民主化を求めていくことが必要です。

3) 治水対策としてのダムの幻想をなくすためのマニュアルの作成

- 一般に治水対策としてダムが必要だと思込まれているので、それが幻想であることを技術的に明らかにするためのマニュアルを作成します。
- 4) 渇水対策容量への振替でダム計画の存続をはかることの不合理性の追及
 利水予定者の撤退で本来ならばダム計画を中止または縮小しなければならないのに、新規利水容量を渇水対策容量に振り替えてダム計画の存続をはかろうとする動きが目立っています。渇水対策容量確保の必要性が希薄であることを明らかにしていくことが必要です。
- (5) 受水予定団体のダム撤退のルールについて
 水資源機構法施行令に定められたダム撤退時の費用負担ルールを踏まえて、受水予定団体のダム撤退のルールを検討します。
- (6) その他
- 最近の国土交通省の更なる反動化について
 中止されたダムが復活する動きが出てきているところがあります (例、渡良瀬第二貯水池)。住民との対話路線から開発路線へと、反動化の動きがみられる国土交通省の最近の姿勢を追及することが必要です。

Ⅲ 各地からの報告

(当日各団体より)

Ⅳ 水源開発問題全国連絡会の今後のあり方 事務局案

- ◇ これからも、発足時の三つの目的を原則とします。
 - ア) 互いの情報連絡を密におこなって、水源開発事業者と闘うための戦術、戦法を練る。
 - イ) 水源開発事業の欺瞞性を大きくアピールして、世論を喚起する。
 - ウ) 力を結集して、建設省などと交渉し、水源開発計画の見直し、中止を求める。
- ◇ これまでの活動・・・大きく分けると下記の5つについて取り組んできました。
 - ・ 科学的検証に基づくダム反対運動の支援； 苫田ダム、徳山ダム、川辺川ダム、足羽川ダム、細川内ダム、長良川河口堰、思川開発、相模大堰、清津川ダム、宇奈月ダム、新月ダム、佐梨川ダム、渡良瀬遊水池開発、設楽ダム ほか
 - ・ 情報の交換と発信： 機関紙「水源連だより」の発行、水源連ホームページの設置、水源連MLの拡大、
 - ・ 法案の作成と法制化の取り組み： 大規模公共事業見直し法案、河川法改正に対する市民側対案、公共事業・市民立法三法案
 - ・ 政府および国会議員に対して： 建設大臣への要請、国土交通省等との交渉、公共事業チェック議員の会への働きかけ、各地域の運動団体と国会議員・省庁との話し合いの準備 等
 - ・ 海外のダム反対運動との連携： ODAと称して、公害輸出ならぬダム輸出が行われています。「ダム先進国」の住民として、「ダム輸出国」の住民として、水源連関係者が海外の反ダム運動と連携を図ることとし、国際環境NGO FoE-Japan (Friends of the Earth)、メコンウォッチ等と連携した活動を進めています。
- ◇ 水源連運営に関する今後の方向性
 - ・ これまで事務局が担ってきた活動は今後も続けていきます。
 しかし、それだけでは運動が十分に展開できていないので、世話人を中心に、会員

からの提案と会員の協力を求めることとします。

その場合は、

- ①世話人等が、新たに取り組むべき課題とそれへの取り組み方法を提案する。
- ②事務局が世話人と相談しつつ、①の提案を検討し、実施可能と判断されたものは世話人等の協力を求めて実施していく。

◇ 代表などの役員

- 代表などの役員を必要に応じておきます。任期は1年とし、再選を妨げないこととします。

◇ 個人会員、団体会員が主体的に水源連の運営に関わるシステムの提案

- 総会、事務局、世話人

総会： 年に1回開催し、1年間の水源連の方向性を決める。

事務局： 東京におき、有志からなる。

総会で確認された方向性に基づき、運営を行う。

世話人と意思疎通を図る。

世話人等から提起された課題について、世話人と相互に相談する。

事務局会議は毎月1回の定例と、臨時がある。

会員の事務局会議への出席は自由。

世話人： 世話人は各団体からの代表と個人会員有志からなる。

相互及び、事務局との意思疎通を図る。

世話人と事務局で、世話人会を1年に1回以上開催。

世話人会についての具体的イメージは次のとおりです。

- ① 総会だけでは時間が少なく、きちんとした討議ができないので、それを解消するために、総会前や中間期に世話人会を開いて、取り組むべき課題や総会の議題について話し合う。
- ② 各世話人が、そこで話されたことを各自の団体に持ち帰り、総会までに意見をまとめておく。
- ③ 総会では各世話人が意見をもち寄り、実りのある討議を行う。

V 会則（別紙）

VI 代表の選任

- 矢山有作代表が5月22日の世話人会で辞任を正式表明されたので、本総会で新たな代表を選任します。（矢山氏の後任について事務局としては、嶋津暉之・遠藤保男の共同代表、という案を持っていますが、これにこだわることなく、総会で議論の上、代表を選任したいと思います。）

総会日程（11月23日）

8：30～11：40	代表挨拶、事務局からの報告と提案及び討議、各地からの報告
11：40～12：00	昼食休憩
12：00～14：00	水源連のあり方、代表選出、自由討議、新代表挨拶、閉会

水源開発問題全国連絡会 会則（案）

1. (名称) 本会の名称は「水源開発問題全国連絡会」（略称＝水源連）とする。
2. (事務所) 事務所を東京に置く。
3. (目的) 本会は下記の3つを本会の目的とする。
 - 互いの情報交換を密に行って、それぞれの運動を支援する。
 - 水源開発事業の欺瞞性を大きくアピールして、世論を喚起する。
 - 力を結集して、国土交通省などと交渉し、水源開発の見直し、中止を求める。
4. (活動) 本会は目的達成に向け、以下の活動を行う。
 - 科学的検証に基づくダム反対運動の支援。
 - 情報の交換と発信。
 - 主としてダム関連の政策提案。
 - 行政および議会等に対する働きかけ。
 - 海外のダム反対運動との連携。
 - その他
5. (会員) 本会の会員は、本会の目的に賛同し、会費を納める個人・団体とする。
6. (会費と会計年度)
 - 個人年会費は3000円とする。
 - 団体年会費は一口5000円とする。
 - 会計年度は11月1日から翌年の10月31日とする。
7. (総会)
 - 年に1回開催し、1年間の本会の方向性を決める。
 - 必要に応じ、臨時総会を開催する。
8. (役員)
 - 代表ほか必要な役員を設ける。
 - 任期は1年とし、再選を妨げない。
 - 総会で選出する。
9. (事務局)
 - 総会で確認された方向性に基づき、運営を行う。
 - 事務局は有志により構成する。
 - 事務局会議は月1回の定例会と、臨時会がある。
 - 事務局に会計を置き、総会において、会計報告を行う。
10. (世話人)
 - 世話人は事務局と協力して、本会の目的達成のための活動を行う。
 - 世話人は各団体会員から推薦された者と個人会員有志があたる。
 - 世話人と事務局で世話人会を年に1回以上開催する。
11. (本会則の施行) 本会則は、2003年11月23日より施行する。

2003年10月27日

四国地方整備局
局長 南部隆秋 殿

水源開発問題全国連絡会
ほか別紙記載団体

肱川流域委員会発足の中止を求める要請書

新聞報道によれば、貴局は来る10月31日に「肱川流域委員会」の発足会を開催する予定になっています。

これまでの同委員会の準備経過から、同委員会の発足には以下の問題があります。

1. 委員会では山鳥坂ダム建設や鹿野川ダム改造などを盛り込んだ同ダム計画再見直し案を前提に議論するとしている。
2. 宇塚公一河川部長は『(住民団体のメンバーを委員に加えることなどが) 肱川に適しているとは思っていない』とした上で、河川法に則って河川整備計画策定を進めることを強調している。
3. 大洲市長の「ダム賛成、反対双方の住民代表を委員に加えるように」という要望すら無視している。
4. 実際、流域委員会は「肱川総合整備(=山鳥坂ダム建設を中心とした事業)推進協議会」の構成員6名と学識経験者7名、ダムに無関心な自治体代表1名からなり、ダム反対の意見を持つ人を排除している。

これらの問題を内包している肱川流域委員会の発足は、関係住民の意見を反映させるという河川法の本質を著しく逸脱したものです。

河川整備計画は河川法の本質に則ったものでなければならず、このように「まずはダムありき」とし、「ダムに反対するものはすべて排除した」かたちで流域委員会を発足させることは、全国的に見ても、極めて異常なものです。即刻、同委員会の発足を中止し、下記の要件を満たす方式を採用することを強く求めます。

1. 山鳥坂ダムを前提にするのではなく、河川整備計画の素案を造る段階から流域委員会に諮る。
2. 流域委員の選定は公募枠を設け、「流域の状況に詳しい者」として住民参加を保障する。
3. 傍聴者に発言の機会を与え、その内容について次回の委員会会議で審議する。

貴局が本要請書について真摯に検討され、10月30日までに回答されることを要請いたします。

本要請書への回答は、下記宛にお願いいたします。

水源開発問題全国連絡会事務局

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-7-1-W201

電話 03-5211-5429 FAX 03-5211-5538

===事務局から===

今回の「水源連便り26号」は、大洲市での第10回総会の討議に向けて会員の皆さんへ報告と討議事項の部分を事前にお送りする内容としました。当日参加いただける方は事前にお読みいただき総会が充実したものとして行われるよう活用していただければと思います。また、参加いただけない皆さんも総会に向けて事務局宛に意見をお寄せいただくようお願いいたします。